

創設から 20 年を経過した検査要請制度

決算委員会 専門員

ささじま ただし
笹嶋 正

国会法第 105 条には「各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる」と規定されている。国会の行政監視機能の充実強化のため、会計検査院の機能を国会が機動的に利用できる制度であり、「検査要請」と呼ばれている。

検査要請制度は、第 141 回国会（平成 9 年）における国会法等の改正によって創設されたが、その運用（議決）実績を見ると、衆議院においては平成 10 年の決算行政監視委員会における 1 回のみである。一方、本院においては平成 12 年の行政監視委員会を初回とし、平成 29 年に予算委員会で行ったことが記憶に新しいが、実績としては決算委員会における計 18 回、45 項目の要請が突出している。

決算委員会で検査要請が活用されてきた背景には、参議院改革において決算審査の充実という方向性が示され、そのための重要なツールとして使われてきたことがある。具体的には、平成 15 年度決算審査以降、委員会における審査経過を踏まえて検査要請の議決が行われており、おおむね半年から 1 年半後に検査結果が報告されている。

本院決算委員会以外での活用実績が少ないのは、単に会計検査という手法になじみが薄いというだけでなく、会計検査院からの検査結果の報告を待つことになるため議案の審査や短期間の調査では使いにくいという事情があると考えられる。ちなみに、これまでの検査要請の全てが調査を目的として議決されている。

他の常任委員会や特別委員会、本院の調査会において活用されるためにはもう一つ問題がある。会計検査院法第 30 条の 3 においては「…要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる」とあり、検査要請に対して憲法上の独立機関である会計検査院の裁量権が確保されているが、これまでは国会からの要請を全て受諾し検査を実施している。しかし、検査要請が急増した場合には、会計検査院側が現在の体制で対応しきれない可能性がある。これに関して衆議院においては、国会法改正時の議院運営委員会において「…会計検査業務の円滑な遂行に支障を来さないよう、議院運営委員会において調整を図ること」との申合せが行われているが、本院においてはそのような対策は取られていない。

また、国会における検査要請のフォローアップの在り方にも課題が残る。例えば、決算委員会での検査結果の取扱いを見ると、会計検査院長からの報告聴取はその都度行われているが、それを議題とした質疑は平成 23 年以降途絶えているのが現状である。

調査手法の多角化を図り、行政監視機能を向上させるために検査要請制度を活用していくには、これまでの実績の検証と、検査結果を反映させる更なる工夫が求められる。